

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年4月18日(月) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	1番	松田	明久	2番	木野	浩之
	3番	永井	英男	4番	石黒	正幸
	5番	井口	喜裕	6番	永田	勝美
	7番	西村	淳子	8番	天野	智康
	9番	村松	恵美子	10番	荻原	克夫
	13番	金原	純一郎	14番	渥美	敦子
	15番	石川	智康	16番	安間	啓一

欠席委員 11番 鈴木 稔 12番 加藤 元章

3 事務局

産業部長	1人
農政課長	1人
参事兼農地利用係統括係長	1人
課長補佐兼農業振興係長	1人
主幹兼農地整備統括係長	1人
農地利用係長	1人
農地利用係主任	1人
農地利用係主事	1人
農業経営指導マネージャー	1人

4 議 事

事務局 (木根) それでは、ただいまから4月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「14番 渥美敦子 委員」、
「15番 石川智康 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、第14号「令和3年度袋井市農業委員会活動報告について」、
議第15号「令和4年度袋井市農業委員会活動計画について」を議題と
いたします。

事務局から一括して議題の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

〈 事務局説明 〉

第14号「令和3年度袋井市農業委員会活動報告について」。令和3年度袋井市農業委員会活動計画に基づき、次のとおり実施したので報告いたします。

「1 会議の開催」についてです。毎月農業委員会総会を開催し、農地法第3条、第4条、第5条許可申請について協議いたしました。

また、総会後の農業振興部会では、農業振興ビジョンの見直し、営農型太陽光発電の状況等について、農地利用最適化推進委員会では、人・農地プランの推進等について、現在課題となっている様々な事例につきまして、1年間協議してまいりました。会議の内容につきましては、議案に記載してあるとおりになりますので、ご確認いただければと思います。

次に「2 法令に基づく事務」についてです。農地法に基づく事務ですが、農地法第3条の処理件数は51件であり、108,153.17㎡の審議をいただきました。農地法第4条につきましては、15件、4,723.38㎡、5条につきましては、144件、108,306.58㎡、総合計、159件、113,029.96㎡のご審議を頂きました。

農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく事務ですが、1件取り扱いをいたしました。

農業経営基盤強化促進法に基づく事務ですが、利用権の設定では、合計696筆、9,902aの設定がございました。

認定農業者の創出ですが、令和4年3月末で215経営体が認定されています。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務ですが、中間管理権の設定では、借り手が5名、貸し手が37名、合計77筆、299aの設定がございました。

農業者年金に関する事務ですが、年金裁定請求が7件、加入申込が4件ありました。また、令和3年10月25日に農業者年金説明会を袋井市役所で実施いたしました。

続いて「3 研修、講習会の実施及び参加」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で様々なことができない状況でしたが、その中でも令和3年8月16日に静岡県立農林環境専門職大学の学長である鈴木滋彦氏を講師にお招きし、講義を開催いたしました。

また、令和3年12月16日にどんどこあさばで新規就農者や有機農業に取り組む農業者と農業関係組織との情報交換会を開催いたしました。

続いて「4 調査活動」については、担い手への農地利用集積面積状況調査、農地の権利移動調査など行いました。

「5 農家台帳システム等のデータ整備」については、農家台帳システムの情報更新を行い、「6 宣伝、啓発活動」については、農業者年金加入推進や農業委員会だよりの発行といった取り組みをいたしました。

続きまして、議第15号「令和4年度袋井市農業委員会活動計画について」説明いたします。

農業を取り巻く環境の変化や、昨年度に策定した袋井市農業振興ビジョンを踏まえ、次に掲げる3つの項目について重点的に取り組んでいきます。

1. 人・農地プラン（地域計画）の推進（法定化を視野に入れた取組み）
将来にわたる地域農業の持続に向け、地域の話し合いに基づく計画策定を進める。

2. 荒廃農地の発生防止と再生利用

荒廃農地の実態把握に努め、土地条件に見合った農地の再生利用や適正管理を図る。

3. 環境に配慮した農業の推進

環境負荷の少ない持続可能な農業生産を目指した農業の推進に取り組む。
大きくこの3つを柱といたしまして、取り組んでいきたいと思ひます。

「1 会議の開催」については、総会や農地転用事前審査会、農業振興部会、農地利用最適化推進委員会など、例年どおり開催いたします。

「2 法令等に基づく事務」ですが、農地法に基づく事務を中心に行っていきます。

「3 研修、講習会の実施及び参加」ですが、まだまだコロナの情勢は続きますが、様子をみながら視察研修や講習会等を行っていききたいと思ひます。

「4 調査活動」については、県農業会議等から依頼される調査に取り組んでまいります。

「5 宣伝、啓発活動」については、定例通り実施していききたいと思ひます。

続いて、令和4年度の農業委員会等の開催日程ですが、1年間の予定をたてさせていただきました。ご承知おきください。

併せて、農業振興部会の1年間の計画をたてさせていただきましたが、突然様々な課題等がでてきますので、現在注目されているような事例につきましても、今後会議に取り入れていきたいと思ひます。また、9月以降に研修会等の合同開催を計画しております。

続いて、農地利用最適化推進委員会の活動計画ですが、人・農地プランの推進につきましては法定化の情報もございますので、内容を精査しながら1年間進めていきたいと思ひます。また、若手農業者や新しい取り組みをしている農業者等との意見交換会も農業振興部会と合同開催していききたいと考えております。

続きまして、令和4年度の袋井市農地銀行活動計画ですが、年4回、利用調整会議もございますので、ご協力をお願いいたします。

令和4年5月17日公告分の利用調整会議は令和4年4月28日に開催予定ですので、関係委員の方につきましては、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第14号及び15号については、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第14号、15号については、承認することに決しました。

次に、日程第2、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

川会、畑、 m^2 、
からへの所有権移転になります。

【2】

豊住、畑、 m^2 、ほか1筆、計 m^2
からへの所有権移転になります。
さんは、令和3年7月17日付けで県の認定農業者になっており、レタスやケール等の野菜を栽培しております。

【3】

梅山、畑、 m^2
からへの所有権移転になります。

と ■■■■■さんの貸付地につきましては、梅山地内の田を■■■■■
と ■■■■■さんが一体的に借り受け、耕作しているものです。

【4】

梅山 ■■■■■、田、■■■■■㎡、ほか1筆、計■■■■■㎡
■■■■■から■■■■■への所有権移転になります。
■■■■■さんの貸付地につきましては、梅山地内の田を■■■■■
が一体的に借り受け、耕作しているものです。

【5】

湊 ■■■■■、田、■■■■■㎡、ほか1筆、計■■■■■㎡
■■■■■から■■■■■への所有権移転になります。
なお、許可申請地周辺の耕作者とは調整済みでございます。

以上、計5件、■■■■■㎡でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

村松委員 1番の説明をいたします。申請地は川会です。現在、■■■■■さんはイチゴを
耕作しており、申請地では、モモとリンゴを植える予定です。特に問題ない
と思われます。
以上、ご審議よろしくお願い致します。

事務局 (川村) 2番の説明をいたします。申請地は豊住で、■■■■■になり
ます。■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転になります。
■■■■■さんはメロン農家で現在、耕作しておらず、温室栽培を希望していた
さんと所有権移転について合意し、今回の申請にいたりました。■■■■■さんは、
県の認定農業者になっており、ジロ、キャッサバ、レタスを栽培しておりま
す。また、富里地内でもビニールハウスでレタスを耕作しております。
以上、ご審議よろしくお願い致します。

石川委員 3番の説明をいたします。■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転
になります。■■■■■さんが遠方で処分したいということで、■■■■■さんと合意い
たしました。■■■■■さんの自宅の近くになりますので、野菜を耕作されるとい
うことです。特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしくお願い致します

4番の説明をいたします。■■■■■さんから■■■■■さんへの所有権移転
になります。■■■■■さんは今でもかなりの面積の水田を耕作されており、ご高
齢ですが、息子さんも手伝うということで、今回の所有権移転の申請がござ
いました。特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしくお願い致します。

安間委員 5番の説明をいたします。■■■さんから■■■さんへの所有権移転です。申請地は水田だけでなく一部畑になっておりますが、■■■さんは高齢で息子さんも東京で医者をやっており、農地を譲りたいということで今回申請がございました。■■■さんは西部地域でも自作地と借入地がございまして、実績もあります。現在、申請地周辺は大型農家が耕作しており、地元の農業者が耕作していくのが一番だと思いますが、地元の方とも話し合いができています。今回は承諾させていただきました。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

会長 貸付地がある案件については、どちらになりますでしょうか。

事務局 (川村) 3番と4番になります。

安間委員 そちらについて、補足いたします。■■■さんは昨年体調をくずされたため、■■■に耕作してもらっていましたが、体調も良くなってきましたので、今年から耕作をしていくということです。一体的に■■■が耕作しているところについては、引き続き■■■に耕作してもらうということです。

荻原委員 2番の■■■さんについては、農家資格がありますか。下限面積はどうなっておりますか。

事務局 (浜本) ■■■さんは県の認定農業者であり、専業農家になります。また、経営面積が30a以上ございますので、農家資格はございます。また、国の指針で下限面積撤廃の話もでていますが、現時点では下限面積はまだいきております。

古川委員 不動産業者が市外の人に売るといった案件も最近増えてきておりますが、事務局では確認がとれておりますか。

事務局 (芝崎) 今回の5番の案件につきましては、不動産業者が仲介に入っていたというお話は聞いております。

会長 その他ございますか。他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第16号については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第16号については、承認することに決しました。

次に、議第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

愛野■■■■■、田、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■が住宅敷地拡張として、転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】

宇刈■■■■■、畑、■■■㎡、ほか2筆、計■■■㎡につきましては、■■■が農業用施設として、転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

以上、計2件、田、■■■㎡、畑、■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1番の説明をいたします。申請地は愛野で、■■■■■になります。■■■さんの住宅敷地が不整形のため、一部を拡張する申請です。こちらの案件につきましては、始末書が提出されております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

事務局
(浜本)

2番の説明をいたします。申請地は宇刈で、■■■■■になります。申請者は■■■■■さんで、農業用倉庫敷地のための許可申請になります。現在、すでに農業用倉庫2棟が建っておりますが、今回隣接地の5条の申請に合わせて是正の申請をされました。排水路につきましては、申請地東側にございます。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第17号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第17号については、承認することに決しました。

次に、議第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回、農地法第5条7番の議案で、永井英男委員が関係する案件となっております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、永井英男委員については、退席していただきます。

= 永井委員退席 =

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【7】

堀越■■■■、田、■■㎡、ほか3筆、計■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

事務局
(芝崎)

7番の説明をいたします。こちらの案件につきましては、■■■■さん、■■■■さんから不動産業を営んでおります■■■■さんへの貸駐車場敷地のための所有権移転になります。排水等は東側に側溝がございまして、そちらに流す計画です。特に問題ないと思われます。特に問題ないと思われます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長

これより質疑に入ります。順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第18号7番については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第18号7番については、承認することに決しました。

= 永井委員入室 =

次に、議第18号7番以外を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

【1】
高尾■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】
高尾■■■■、田、■■■㎡、ほか3筆、計■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ賃貸借により、現場事務所及び資材置場として、一時転用の申請をされるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】
豊沢■■■■、畑、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■■から■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】

愛野、畑、 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

神長、畑、 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ所有権移転を行い、自己用住宅譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【6】

久能、田、 $\square$ ㎡、ほか1筆、計 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ所有権移転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【8】

堀越二丁目、畑、 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、準工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【9】

国本、畑、 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【10】

国本、畑、 $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【11】

国本、田、 $\square$ ㎡のうち $\square$ ㎡につきましては、 $\square$ から $\square$ へ賃貸借により、工事事務所敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【12】

村松 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

【13】

深見 []、田、 [] m²、ほか3筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【14】

川会 []、田、 [] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権贈与を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【15】

春岡二丁目 []、畑、 [] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【16】

宇刈 []、田、 [] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、パレット置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【17】

宇刈 []、田、 [] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、資材置場として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【18】

新堀 []、田、 [] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【19】

梅山 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【20】

梅山 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【21】

初越 []、畑、 [] m²、ほか8筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計20件、田、 [] m²、畑、 [] m²でございます。

松田委員

1 番の説明をいたします。申請地は、 [] になります。 [] さんから [] さんへの自己用住宅のための所有権移転になります。田端地区は土地区画整理事業を行っており、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

2 番の説明をいたします。申請地は、高尾で [] になります。 [] さんから [] さんへ、令和6年1月15日までの現場事務所兼資材置場のための一時転用になります。田畑地区は土地区画整理事業を行っており、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

3 番の説明をいたします。申請地は豊沢で、 [] になります。 [] さんから [] への建売住宅3棟分のための所有権移転になります。周囲も宅地化しており、排水等も問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

4 番の説明をいたします。申請地は愛野で、 [] になります。 [] さんから [] への宅地分譲1区画のための所有権移転になります。排水等も特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

5 番の説明をいたします。申請地は神長で、 []

になります。■さんから■さんへの自己用住宅敷地のための所有権移転になります。神長地区は区画整理事業が実施された場所であり、下水道も完備しております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

永井委員

6番の説明をいたします。申請地は久能■で、■になります。■から■へ所有権移転をし、資材置場敷地にするための許可申請です。申請地の隣地は、すでに■が資材置場として使用しております。周辺は住宅が多くなってきており、一部にまだ農地が残っています。先日の現地確認の際に、参加の委員で確認したところ、隣地との境に用排水が流れる塩ビ管がございました。工事によってそちらの用排水に影響がないか事務局が確認したところ、維持管理課で水路占用許可及び工事承認申請を提出しており、一定の基準の満たすものという判断でした。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

8番の説明をいたします。申請地は堀越二丁目、■にあります。申請地は平成元年1月26日付けで、トレーラーハウスと駐車場用貸地にするために農地法第5条の許可を受けた場所になります。その後、建物は解体され、貸駐車場として使用されておりましたが、今回、■さんが■へ所有権移転をし、宅地分譲敷地にするための計画変更の申請です。申請地は堀越の区画整理地内で周囲はすでに宅地になっています。汚水は公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員

9番の説明をいたします。申請地は国本で、■になります。■さんが■さんから土地を譲り受け、自己用住宅を建設したいということで申請がありました。生活排水は、合併浄化槽を通じて東側の道路側溝へ流す計画です。雨水についても、東側の側溝へ流します。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

10番の説明をいたします。申請地は国本で、■になります。■さんが父の土地を無償で借り受け、自己用住宅を建設したいということで申請がございました。生活排水は合併浄化槽を通じて南側の道路側溝へ流す計画です。雨水についても、道路側溝へ流します。本来、自己用住宅の敷地面積は500㎡以下であることが要件です。今回の案件は500㎡から16㎡超えています。畑として残しても耕作できず、仕方がないということで、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

11番の説明をいたします。申請地は国本で、■になります。

す。■■■■が東名高速道路高架橋の修理工事のため、■■■さんの土地を借りて、仮事務所および駐車場敷地として使用したいと申請がございました。申請地は農用地区域内農地のため、3年間の一時転用になります。雨水については、東側に排水路がございますので、そちらに流します。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

12番の説明をいたします。申請地は村松で、■■■■になります。■■■さんが池田ヶ谷池下流水路の整備のため、土地の測量調査により、■■■さんの土地が■■■さんの住宅敷地内に入っていることが分かり、双方の合意により今回申請がございました。住宅敷地内に他人の農地が残っていたということで、住宅敷地拡張で特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

井口委員

13番の説明をいたします。申請地は深見で、■■■■になります。■■■さんから■■■■への建売住宅4棟分のための所有権移転になります。申請地は第2種農地です。周辺には農地もございませんので、特に影響等はないと思います。雨水等については、南側に排水路がございますので、そちらに流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

村松委員

14番の説明をいたします。譲受人の■■■さんの結婚に伴い、祖母の■■■さんから■■■さんへの自己用住宅敷地のための所有権贈与になります。現地確認もしましたが、娘さん達がすでに住宅を建て宅地として使用していたため、始末書が提出されております。排水等も特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

事務局
(芝崎)

15番の説明をいたします。申請地は春岡二丁目で、■■■■になります。■■■さんから■■■さん夫婦へ所有権移転をし、自己用住宅敷地とするための許可申請になります。排水等につきましては、合併浄化槽を通じて南側の側溝へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

16番の説明をいたします。申請地は宇刈で、■■■さんから■■■■への所有権移転になります。パレット置場敷地とするための申請です。議案上の面積が非常に小さいですが、実測では約500㎡であります。排水については、周辺に側溝等もございますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

17番の説明をいたします。申請地は宇刈で、■■■さんから■■■■への資材置場敷地のための所有権移転になります。排水等につきましては、周辺に排水路がございますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

石川委員

18番の説明をいたします。申請地は新堀で、[] への建売住宅敷地のための所有権移転になります。周囲は住宅地になっており、排水は公共下水道が完備されています。雨水も、道路側がございいますので、そちらに流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

19番の説明をいたします。申請地は梅山で、[] になります。[] さんから [] さんへの自己用住宅のための所有権移転になります。下水は公共下水道が完備しており、雨水については南側の道路側溝へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

20番の説明をいたします。申請地は梅山です。[] さんから [] への建売住宅敷地のための所有権移転になります。南側の部分はすでに宅地となっておりまして、北側にある畑を含め、建売住宅を建設するということです。下水は、公共下水道が完備されており、雨水は道路側溝へ流す計画です。周辺は住宅となっておりますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

21番の説明をいたします。申請地は初越です。[] から [] への資材置場敷地のための所有権移転になります。周辺は [] がすでに社屋を建てており、今回その東側の農地を、資材置場と駐車場として使用したいと申請がございました。雨水については、南側に道路側溝がございいますのでそちらに流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

安間委員

16番ですが、登記上の面積より実測した面積は大きくなっていますが、その反対のパターンもありますか。

事務局
(芝崎)

今回のような登記面積と実際の面積が極端に違う事例は稀ですが、登記面積と実際の面積が違う例もございます。

石川委員

500㎡を超えているというのは、どういうことでしょうか。

事務局
(芝崎) 10番の案件についてですが、農地法の静岡県の事務処理基準の中で、一般住宅の転用敷地面積は原則500㎡以下と決まっております。また、農家住宅になりますと、1,000㎡以下になります。袋井市では、形が不整形である等の理由で、550㎡以下の申請につきましては、認めている事例もございます。事務局の判断として、16㎡残しても宅地として使用されてしまうのではないかとということで、今回、農地全体516㎡で転用申請していただいております。

会長 その他ございますか。他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第18号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第18号については、承認することに決しました。

次に、議第19号「非農地証明の交付について」を議題といたします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本) 議第19号「非農地証明の交付について」。非農地証明について下記のとおり申請がありましたので審議を求めます。

【1】

豊沢■■■■■、畑、■■■㎡、ほか2筆、計■■■㎡につきましては、■■■■■が、昭和48年頃に既存倉庫の隣に茶葉の冷蔵倉庫を建築し利用しておりましたが、この度、農地転用の手続きが必要であることが判明したため、申請するものです。

以上、計1件、畑、■■■㎡でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員 1番の説明をいたします。申請地は豊沢で、■■■■■です。申請者は、製茶業を行っており、茶葉の冷蔵倉庫が必要だったため、昭和30年に建築した倉庫（取り壊し予定）の隣に昭和48年頃建築しました。既存の倉庫があったため、手続きが必要であることを知らず、農業用倉庫を建築してしまったということです。現地も確認しましたが、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長

ありがとうございました。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

天野委員

土地所有者が2人となっていますが、非農地証明は自己所有地でなくても可能ですか。

事務局
(芝崎)

非農地証明は、土地所有者の方が申請を行うものになります。今回の案件につきましては、親子2人が所有する3筆は農業用倉庫として利用されており、2名による連名申請として手続きをしております。

会長

その他ございますか。他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第19号については、申請理由を適当と認め、証明を交付することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第19号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。報告事項について事務局からお願いします。

事務局
(川村)

報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

国本■■■■■、田、■■■m²、■■■■■、■■■■■
■■■■■、耕作目的、ほか3件

以上、計4件、■■■■■m²でございます。

会長

次に、報第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」。報告事項について事務局からお願いします。

事務局
(浜本)

報第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について(会長専決事項)」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和4年3月22日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条1件許可相当とされましたので、報告いたします。申請地は木原、転用者は[REDACTED]の案件になります。

以上です。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人